建設工事等における入札金額見積内訳書の取扱いについて

所 沢 市

建設工事等の入札、見積合わせ(以下、「入札等」という。)において、入札金額見積 内訳書(以下、「内訳書」という。)の提出を必要とする入札等に、内訳書が提出されな い場合又は内訳書に不備がある場合について、以下のとおり取扱うものとする。

1 内訳書の未提出

次に該当する場合は「内訳書の未提出」とし、所沢市契約規則第8条の2第10号及び所沢市競争入札参加者心得第10条第11号に規定する「入札に関する条件に違反した入札」に該当するものとして、当該入札を原則無効とする。

内訳書の全部が提出されていない場合

内訳書の一部が提出されていない場合

内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと 発注者が判断した場合

内訳書に記載された工事名、内訳及び工事費計から、明らかに他の入札の内訳書と発注者が判断した場合

内訳書に記載された入札参加者の名称・商号及び代表者名から、明らかに当該内 訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合

内訳書として提出された書類が白紙である場合

上記 から 以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

2 不備な内訳書

次に該当する内訳書は「不備な内訳書」とし、所沢市契約規則第8条の2第10号及び所沢市競争入札参加者心得第10条第11号に規定する「入札に関する条件に違反した入札」に該当するものとして、当該入札を原則無効とする。

他の業者の内訳書と一緒に提出された内訳書

内訳書の内容が異なる複数の内訳書

工事費計の記載のみで内訳の記載がない内訳書

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が、工事費計の金額と一致しない内訳書

工事名に誤りがある、又は記載がない内訳書

ただし、直接工事費の内訳(工種名)等から、当該入札の内訳書であると発注者 が判断した場合及び明らかに軽微な誤記と発注者が判断した場合はこの限りでは ない。

入札参加者の名称・商号及び代表者名に誤りがある、又は記載がない内訳書 ただし、明らかに軽微な誤記と発注者が判断した場合はこの限りではない。 内訳書の工事費計が電子入札共同システムに入力された入札金額と異なる内訳

上記 から 以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した内訳書

3 不備な内訳書等の扱いの留意点

発注者が指定した様式以外の書式で内訳書が提出された場合は、上記1又は上記2に 該当していないことに留意し、そのことのみでは無効にしない。

4 不正行為が疑われる場合

提出された内訳書に疑義があり、不正行為が疑われる場合は入札を保留し、所沢市談合情報対応マニュアル及び所沢市談合情報対応マニュアル運用指針に基づき処理するものとする。

5 その他

入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

附 則

この取扱いは、令和6年4月1日以降に公告又は指名通知等を行う入札等から適用する。